

## 総務環境常任委員会会議録

1 本委員会の開催日時は次のとおりである。

平成30年3月2日（金）午前8時58分

2 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長	松元 深 君	副委員長	宮内 博 君
委員	山田 龍治 君	委員	久保 史睦 君
委員	川窪 幸治 君	委員	阿多 己清 君
委員	前島 広紀 君	委員	新橋 実 君
委員	下深迫 孝二 君		

3 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

なし

4 委員外議員の出席は次のとおりである。

議員	鈴木 てるみ 君	議員	有村 隆志 君
議員	植山 利博 君		

5 本委員会に出席した説明員は次のとおりである。

企画部長	満留 寛 君	地域政策課長	西 敬一朗 君
企画政策課長	永山 正一郎 君	企画政策課長補佐	野崎 勇一 君
地域政策課主幹	笹峯 毅志 君	地域政策課主幹	岡留 博 君
企画政策課企画政策G長	森山 勇樹 君	企画政策課企画政策Gサブリーダー	唐鎌 賢一郎 君
地域政策課主査	鬼塚 友弘 君	企画政策課企画政策G主査	横山 雅春 君
地域政策課中間地域活性化G主査	上野 都 君		
保健福祉部長	越口 哲也 君	保健福祉政策課長	田上 哲夫 君
長寿・障害福祉課長	池田 宏幸 君	長寿・障害福祉課主幹	久木田 勇 君
保健福祉政策課主幹	種子島 進矢 君		
土木課長	猿渡 千弘 君	土木課主幹	三島 由起博 君
土木課道路整備第1G長	秋窪 達郎 君	土木課道路整備第1G主査	渡辺 隆次 君
土木課道路整備第2G主査	岡留 国昭 君	土木課道路整備第1G主任技師	若松 慎也 君
消防局長	馬場 勝芳 君	消防局予防課長	細山田 孝美 君
消防局総務課長	堀ノ内 剛 君	消防局総務課長補佐	神水流 崇 君
消防局予防課長	福元 和博 君	消防局予防課危険物係長	芝 淳一 君

6 本委員会の書記は次のとおりである。

書記 徳留 要一 君

7 本委員会の付託案件は次のとおりである。

議案第2号 霧島市手数料条例の一部改正について

議案第8号 霧島市温泉を利用した発電事業に関する条例の一部改正について

議案第13号 第二次霧島市総合計画基本構想について

議案第16号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画について

議案第17号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画について

議案第18号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画について

8 本委員会の概要は次のとおりである。

「開 会 午前 8時58分」

○委員長（松元 深君）

ただいまから、総務環境常任委員会を開会いたします。本日は、去る2月20日の本会議で当委員会に付託されました議案6件についての審査を行います。ここで委員の皆様方にお諮りいたします。

本日の会議は、お手元に配付しました次第書に基づき進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

[「はい」という声あり]

それでは、そのようにさせていただきます。ただいまから審査に入ります。

### △ 現地調査

○委員長（松元 深君）

まず、会次第の2、議案17号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画（宮川内・稲荷地区）についての現地調査です。このあと、警察署側正面玄関ロータリーに御集合ください。ここで、しばらく休憩します。

「休憩 午前 9時00分」

「再開 午前10時58分」

### △ 議案第16号から議案第18号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画について

○委員長（松元 深君）

休憩前に引き続き会議を開きます。ただいまから審査に入ります。まず、議案第16号から議案第18号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画について、の3件については関連がありますので、一括して審査します。執行部の説明を求めます。

○企画部長（満留 寛君）

それでは、議案第16号から18号までの辺地に係る公共的施設の総合整備計画について、御説明を申し上げます。今回の議案は、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に基づき、市道の整備を行うことにより、上之段地区、宮川内・稲荷地区、山ヶ野地区の住民の利便性の向上と地域の活性化を図ろうとするものであり、その根拠となる辺地に係る公共的施設の総合整備計画を定めることについて、同法第3条第1項の規定により、議会の議決を求めようとするものであります。詳細につきましては、地域政策課長が御説明を申し上げますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○地域政策課長（西敬一朗君）

次に、議案第16号から第18号までの辺地に係る公共的施設の総合整備計画3件の詳細について一括して、御説明します。これらの議案は、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）に基づき、国分上之段字大丸、上之段辺地、溝辺町竹子字上別府宮川内・稲荷辺地及び横川町上ノ字田町山ヶ野辺地において、市道整備を実施するための総合整備計画を定めるものであります。はじめに、辺地とは、同法第2条に規定する地域で、かつ、所定の要件を満たしている地域であり、当該地域においては、公共的施設を整備する際、元利償還に要する経費の80%が後年度において普通交付税の基準財政需要額に算入される有利な地方債である辺地対策事業債を起債することが可能になります。それでは、上之段辺地計画の内容を御説明します。議案集29ページ、議案第16号の総合整備計画書を御覧ください。1. 辺地の概況、2. 公共的施設の整備を必要とする事情につきましては、ここに記載のとおりですので、説明は省略させていただきます。3. 公共的施設の整備計画を御覧ください。今回の総合整備計画では、上之段辺地内にある1路線の市道整備を計画しております。平成30年度から平成34年度までの5年間で、市道上之段～塚脇線の改良舗装工事等を行うこととし、総事業費1億4,500万円を見込んでいます。次に、宮川内・稲荷辺地計画の内容を御説明します。議案集33ページ、議案第17号の総合整備計画書の3. 公共的施設の整備計画を御覧ください。今回の総合整備計画では、宮川内・稲荷辺地内にある1路線の市道整備を計画しております。平成30年度から平成32年度までの3年間で、市道新香線の改良舗装工事を行うこととし、総事業費8,300万円を見込んでいます。

す。次に、山ヶ野辺地計画の内容を御説明します。議案集37ページ、議案第18号の総合整備計画書の3. 公共的施設の整備計画を御覧ください。今回の総合整備計画では、山ヶ野辺地内にある2路線の市道整備を計画しております。平成30年度から平成34年度までの5年間で、市道横川～山ヶ野線の改良舗装工事並びに山内田線の用地・補償等及び改良舗装工事を行うこととし、総事業費1億6,800万円を見込んでいます。以上で、説明を終わります。

○委員長（松元 深君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより執行部に対する質疑を行います。質疑をする場合は、先に議案番号を言ってから行ってください。質疑はありませんか。

○副委員長（宮内 博君）

今回、3か所の辺地計画を作成していくということでもあります。いずれもその5年計画であったりするわけですが、用地の交渉というのがどれほどこの計画の中であるのかと、最近、用地交渉がなかなか計画どおりいかないという場合が見受けられるというふうに思うんですけども、その辺のことが分かっているならば、まずお尋ねをしておきたいと思います。

○土木課主幹（三島由起博君）

まず、私のほうからは、第17号議案の新香線の用地の状況について御説明させていただきます。先ほど現地を見ていただいた、退避所の1か所について一筆、個人の土地がございまして、現在、交渉中であります。それ以外につきましては、両側が市有地になっておりますので、基本的には、一筆が個人の所有地ということでございます。

○土木課道路整備第1G長（秋窪達郎君）

議案第16号の上之段塚脇線と議案第18号議案の横川山ヶ野線について説明いたします。上之段塚脇線につきましては、第1期計画の残分390mと今回新たに850mを追加する予定としております。1期計画分の残りの390m区間につきましては、用地買収はほぼ完了している状況で、ただ、相続登記の関係で一筆だけ残っている状況であります。今回、新たに追加する850m区間については、まだ、詳細な交渉相手等については、把握していないところですが、だいたい10名程度が予測されるところでございます。そちらにつきましては、平成30年以降に測量設計を行った後に用地交渉をしていくこととなると思います。横川山ヶ野線につきましては、これは1期工事で全て、用地補償を完了してございまして、580m区間について、全て工事のみ行うこととしているところでございます。

○委員（新橋 実君）

議案第16号についてお伺いしますが、30ページの図面を見ますと第1期計画と第2期計画の位置図がダブっているように感じているんですけど、全体の延長が二千二百何十mですかね。そういうことでいいですか。

○土木課道路整備第1G長（秋窪達郎君）

今、御指摘があったようにダブっている部分がございます。地図上で左側の部分が計画の未施工分でございます。上之段地区公民館のB Pと書いてある所があると思うんですけども、ここから265mにつきましては、第1期の計画にも取り込んでいたところですが、未実施でございます。それと整備済みの640mを除いて、そして、125m、これも1期に含まれていた部分ですが、これが未着手でございますので、この125mと、今回新たに850mを追加するものでございます。今回、整備計画を定めるものが1,240mとなります。

○委員（新橋 実君）

ということは、全体の延長というのは1,880mですか。

○土木課長（猿渡千弘君）

そのとおりでございます。全体の延長としましては、そのような形になります。先ほど説明の補足をしますが、第1期整備計画の中で平成25年から平成29年の5か年計画で1,030m計画しておりましたが、5年間で説明がありましたとおり640mは先に終わりましたが、未整備であったものですから、その部分と併せて850mを今回追加で整備しようというものでござい

す。

○委員（新橋 実君）

私も何回かあの場所を通るわけですが、この沿線に養鶏場があるということなんですけど、養鶏場は沿線にはどれくらいあるのですか。

○土木課長（猿渡千弘君）

確認しまして、後ほど答弁したいと思います。

○委員（新橋 実君）

ここに書いてあるものですから、あと大型車両等が通りにくく安全性に欠くということも書いてございますので、その辺もしっかりと調べていただきたい。現在の幅員はどれくらいありますか。

○土木課長（猿渡千弘君）

この上之段塚脇線につきましては、第1次整備が行われているんですけども、そのときに5mほどの幅員を整備しております。ただ、今言ったように大型車両も通りますし、カーブが急なところがありますので、そういった区間について局部的な改良を行って、また、舗装の傷んでいるところもございますので、そういった部分の工事をする予定です。

○委員（新橋 実君）

この位置図を見ますと急カーブが多いわけですが、こういったところをどういうふうな形で整備をされるのか、まっすぐされるのか。

○土木課長（猿渡千弘君）

現場が山林でございますので、こういった形で現道はなっておりますけれども、その局部的な改良の考え方は、山のほうの斜面の部分の部分を切って拡幅したり、若しくは反対側のところに構造物等を造って拡幅するというので、基本的にそのまっすぐというのは難しいんですけども、今のカーブの幅員を広げたり、緩やかにするというような整備方法でございます。

○委員（新橋 実君）

私もちょっと見たんですけども一番手前のカーブがありますけど、今回、急カーブのところ整備するというんですけど、このカーブをなだらかにしても通行量はどうかと思いますよ。それよりは、土地買収をしてカーブを直線にするような形で、土地もそれほど高くないと思うんですよ。用地買収をしてしっかりと、車が通りやすいような道路にしたほうがいいと思いますけど、そういった考えはないのか、こういうのは、辺地対策事業ではできないのか。

○土木課長（猿渡千弘君）

今、整備を行っているカーブのところにつきましても今やっているところが、ちょうど地図でいきますと、整備済みというところの640m区間の一番カーブがきついところですね。ここについては、用地買収をしまして、内側に大きなカーブを入れて、今の状況よりも通行しやすいような道路を確保しております。ほかのカーブ区間につきましても、今日も現場で見てもらったように、やはり、かなり山が急であったり、山が高かったりして拡幅にも相当な費用も掛かったりしますので、そこら辺はその事業費なども見ながら、できるだけ確保するような形で整備を進めていこうと考えています。

○委員（新橋 実君）

地域の住民の方も、せっかく整備するんであれば、今のカーブが非常にキツイと、それをちょっと緩やかにしていただいたんですけども、するんだったらもうちょっと用地買収を広げてもらって、通りやすい形で、その辺もしっかりと話し合いもしていただきたいというようなことも言われておりましたので、対応していただきたい。要望しておきます。

○委員（前島広紀君）

議案16, 17, 18それぞれに、辺地度点数というのがございますけれども、今日、現地視察をさせていただいた溝辺地区におきましては、辺地度点数が107点ということでしたが、通って大変、カーブも多いし、道も狭いし、危ないようなところだと感じました。これが107点ということなんですけど

れども、18号の横川地区ですかね、ここにおいては、164点というだいぶ大きな数字になるわけなんですけど、この数字がどういうことを意味しているのか、辺地度点数の評価する主な項目を知りたいんですけど。

○地域政策課長（西敬一朗君）

辺地度点数につきましては、この法律の施行規則で定まっております、主な評価要素が、駅または、停留所までの距離、そして、そこでの1日平均運行回数、あるいは、小中学校、高等学校までの距離、それから医療機関までの距離、郵便局そして、近傍の市役所等への距離というような項目をそれぞれ算定しまして、点数化しているというところでございます。

○委員（前島広紀君）

概要は分かりましたけど、そうしたときに点数によって、この辺地対策事業の補助率とか、そういうのは変わらないわけですか。

○地域政策課長（西敬一朗君）

100点以上の地域はこの辺地債を使うことができるというルールになっておりまして、割合はいっしょであります。

○委員（下深迫孝二君）

今、私どもの地域も辺地を入れていただいているわけですがけれども、新橋委員から大変ありがたいことを言っていただいたんですけども、今までに比べて走りやすくなってきたのかなというふうに思っております。皆さん御承知のとおり養鶏場が、すぐ上のほうですけども大きな養鶏場が7か所ありまして、大きな車が通ります。後ろを引っ張った飼料を積んだタンク車が通って、そういう車が来たときには、一般の車は、カーブで離合ができないということが続いておりますので、今回、継続的にやっていただけるということで非常に通勤等をされる方たちも喜んでいらっしゃいます。1億4,500万円ですか、できましたらなるべく早くカーブのほうからかかっていただいて、完成していただきますように要望しておきます。

○委員長（松元 深君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで執行部に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩いたします。

「休憩 午前11時19分」

「再開 午前11時21分」

#### △ 議案第8号 霧島市温泉を利用した発電事業に関する条例の一部改正について

○委員長（松元 深君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第8号、霧島市温泉を利用した発電事業に関する条例の一部改正について、審査いたします。執行部の説明を求めます。

○企画部長（満留 寛君）

議案第8号、霧島市温泉を利用した発電事業に関する条例の一部改正について、御説明申し上げます。本条例は、市長の同意を得るべき行為や事業計画の提出期限、同意に係る要件を明確化するとともに、同意を得た発電事業者による各種報告や届出等の義務付け、市による情報の収集及び公開の推進に係る規定を盛り込むことなどにより、温泉資源の適切な保護及び適正な利用を図るため、所要の改正をしようとするものであります。詳細につきましては、地域政策課長が御説明申し上げますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○地域政策課長（西敬一朗君）

それでは、議案第8号、霧島市温泉を利用した発電事業に関する条例の一部改正について、御説明します。議案は、本定例会議案の13ページから15ページ、一部改正条例新旧対照表の17ページか

ら21ページです。本条例の改正内容について新旧対照表に基づいて御説明します。なお、本条例につきましても、国県のアセスメントを必要としない、一般的には5,000kw以下の発電事業についてを対象とした条例でございます。まず、第2条は、本条例第6条の同意の要件及び第7条の同意の取消し中に暴力団関係法人等を規定することに伴い、第5号として用語の意義を定義するものであります。次に、第4条第1項は、市長の同意を得るべき行為及び各行為に係る事業計画の提出時期を明確にするものです。同意を得るべき行為として、「発電設備の設置工事を行うとき」を加え、それぞれの行為の90日前までに事業計画を提出することとしています。なお、温泉資源賦存状況調査は、事前に既存学術文献の調査や温泉の水質分析等の既存資料調査を行い、地熱資源状況を整理することを事業者に求めていることから、事業計画の提出を要する行為から「既存資料調査」を除くこととしています。第4条第4項は、掘削許可申請に係る県知事からの意見照会について、委員会の意見を踏まえて意見を提出することを規定しています。次に、第6条は、現行条例では、同意の取消しについての規定はあるものの、同意の要件の規定がないこと及び暴力団関係法人等による発電事業を回避するため、暴力団関係法人等である事実が判明したときは、その事業計画について同意を行わないことを新たに規定しようとするのと同時に、自然環境及び生活環境、温泉資源等に及ぼす影響、土地の利用、景観に対する配慮や適切な措置を同意の要件として明らかにしようとするものであります。次に、第7条第2項は、同意の取消しの要件を明確化しようとするものであります。発電事業者が暴力団関係法人等であることが判明した場合・事業計画の同意後、正当な理由もなく1年以上同意を得た行為に着手しないとき又は事業計画で示された期間が経過したにも関わらず、当該行為の完了が見込まれないとき・温泉法第5条第1項に規定する許可の有効期間が経過したとき又は同法第9条第1項の規定により許可が取り消されたときにおいて、同意を取り消し得ることを規定するものです。次に、第9条は、発電設備の稼働状況等の定期的な報告、発電事業者の変更等や発電設備を廃止する場合の届出に関する規定を追加するものであります。また、発電設備や発電に用いる蒸気及び熱水の権利の譲渡に際して、地位を承継することを明確化することにより、本条例に基づいて事業を行うことを定めています。次に、第11条は、発電設備等に関する事故や災害が発生又は発生するおそれがあるときに適切な措置を講じるとともに、事故等の拡大及び再発防止のための計画を作成し、市長へ報告することを規定するものであります。次に、第20条は、地熱発電事業による地域の混乱や温泉事業者等との対立を招かないよう、市はでき得る限りの情報を収集し、公開するよう努力規定を加えております。その他、規定の追加による条ずれの整理や用語の整理を行おうとするものであり、本条例の施行日は、公布の日としております。以上、霧島市温泉を利用した発電事業に関する条例の一部改正についての説明を終わります。

○委員長（松元 深君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより執行部に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

○副委員長（宮内 博君）

今回の条例の改正は、暴力団等の介入を防止するということが設けられているわけでありませうけれども、先ほどの口述のほうで御説明をいただいたように5,000kw以下の県の許可権限に属さない部分というふうに説明があったわけでありませうけれども、どれぐらいの発電能力が5,000kwということではありますが、私もそういう面については、よく存じあげてないわけでありませうけれども、実際にどの程度の蒸気量を時間当たり必要とするようなものなのか、この新しくボーリング等を行わなければいけない、そういう事業も含まれているというふうに思いますけれども、その辺の一つの基準がいかほどになるのか、ぜひお示しいただければと。

○地域政策課長（西敬一朗君）

おおよその目安ではございますが、1メガ当たり蒸気量は1時間当たり10t程度になろうかと思われませう。

○副委員長（宮内 博君）

1メガ当たり10tということでありますから、そうしますと5,000kwではどういうふうになるんですかね。もう少しそこら辺を分かるように説明いただけませんか。

○地域政策課長（西敬一朗君）

これは、公式な数字ということではなく、あくまで、ある場所にある調査性の蒸気の噴出量が40t程度であるところか、発電量としては4メガぐらいできるというお話をお伺いしていますので、そこから演繹的に1メガ当たり10t程度となるのではないかとということで、先ほどお話しいたしました。

○副委員長（宮内 博君）

既設の噴気を利用するような形のもの、それから新たにボーリングをして、熱源を確保してその上で発電をするということになると、地下に与える影響というのが、だいぶ違うのではないかと、いうふうに思うんですけど、地域では既にモニタリングを開始しているというようなことで情報も頂いているところなんですけれども、この条文の中で例えば、蒸気及び熱水から公害の原因となる物質が発生し、また、発生するおそれが生じたときというような記述があるんですけど、これは定期的に開発業者等が、それらが出てきて物質が有害なのか、無害なのかということなどもきちんと報告がなされるようなシステムも作られているというふうに理解すればよろしいですか。

○地域政策課長（西敬一朗君）

先ほど申しました、国県のアセスメントを必要とするような発電事業につきましては、そのアセスメントの中で条件が定められているのですが、この条例が対象としております、5メガ、先ほどからメガと言っていますが、5メガイコール5,000kwでございますが、そのような発電事業については、これまでそういう基準というのがございませんでしたので、霧島市においては、昨年、有識者の御意見を伺いながら霧島市地熱発電に関するモニタリング基準というのを定めました。このモニタリング基準の中で測定項目、その頻度というのも定めておまして、御質問にありましたような物質等についても測定をお願いするということにしております。

○副委員長（宮内 博君）

今回、暴力団等の排除という規定を設けているんですが、様々な業者が地熱開発を求めて入ってきているというようなことでありますけれども、事前に予防線を張るというような形で今回提案をするということになったのか、現在の動きの中で、そういったものも伺わせるような、そういったものがあって、早急に条例の中身をもっと適格なものにしていこうというようなことになったのか、その辺の結果をお示してください。

○地域政策課長（西敬一朗君）

そもそも霧島市では、暴力団追放条例というのを制定いたしております。また、他県の事例ではありますが、そういう関係者が発電事業に乗り出したというような話も伺っておりました。また先ほどの説明でも申し上げましたように、取り消し得る対象として、どういう場合があるかというものがこれまで条例に明記されておりませんでしたので、そういう意味合いもございまして、今回の改正に至ったというところでもあります。また、経済産業省の正式な名称は失念したんですが、研究会の昨年の報告で、この温泉資源等を利用した条例のモデル条例というのが、公表をされておまして、その中でも暴力団等についての規定がございましたので、それも参考にさせていただいたところなんです。

○副委員長（宮内 博君）

もう一つ、モニタリングの関係でありますけれども、先ほどありましたように霧島市としてはそのモニタリングの測定項目を設けて、そして、それをこの事業計画者に徹底するというようなことが図られるようにしているわけなんですけれども、昨年、モニタリング基準というのを作っているわけですが、この基準を作りまして、現在の計画の中で、それがどんな形で進められているのかと、既に一定のこの成果等が報告をされる状況にあるのか、どうか、そのこのところも分かれば示してください。

○地域政策課長（西敬一朗君）

これまで、霧島市温泉資源の保護及び適正な利用に関する調査検討委員会に計画の提出のありました業者の中では、1社がそのモニタリング基準に基づいたモニタリングの計画を今作成しているところであります。[「成果は」「まだないんですか」と言う声あり] 計画時点の申請に対しての今後のモニタリングは、こうしたいという計画を今、現在、この条例施行後、発電まで至った事例はまだございません、掘削をしたという事例も、新規の掘削もございませんので、既にモニタリングをしたという事例は現在のところはないということであります。

○委員（山田龍治君）

この地熱の売電価格が分かれば教えてください。

○地域政策課長（西敬一朗君）

平成29年度は、40円ですが来年度も同額になると伺っております。1万5,000kw以上、15メガW以上は26円、そして1万5,000kw未満、15メガW未満は40円という買取価格になっております。

○委員長（松元 深君）

1kwあたりですね。

○地域政策課長（西敬一朗君）

1kw当たりの金額でございます。

○委員（山田龍治君）

条例の第20条の2項、市長は前項により発電事業者から提供を受けた情報（同意を得た発電事業者に関する情報を含む）の公開に努めるものとするとして書いてあります。これは電力事業者が情報を提示した中で同意をしないものは公開できないということですよ。そういう認識でよろしいですか。

○地域政策課長（西敬一朗君）

20条の情報の収集、公開につきましては、先ほど言いました検討委員会を経て市が同意をして発電に至るまでの段階、あるいは発電後に市のほうに提出される情報等については公開していきましょうということですので、同意しなかった案件については情報がないということになります。

○委員外議員（植山利博君）

1点だけ確認させてください。地熱発電ということがよく言われるわけですがけれども、この条例は温泉を利用した発電という表現になっていますけれども、これは規模の小さいものを意味しているのか。規模の大きいものは、地熱の発電というような使い分けをされているものなのか、そこを少し確認をさせてください。

○地域政策課長（西敬一朗君）

地熱を利用するに当たっては、掘削をしてそこから流体、あるいは気体という形で地熱が外に出てくるということになりますので、ただ、地熱を実際に地表において利用する場合には温泉という形で使っている状況ですので、ただいまの御質問については、地熱も温泉も利用しようとしているエネルギーについては、同じものだとお考えいただければと思います。

○委員長（松元 深君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

○委員長（松元 深君）

ないようですので、ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前11時44分」

「再開 午前11時45分」

○委員長（松元 深君）

休憩前に引き続き会議を開きます。土木課長から発言の申し出がありましたので、これを許可します。

○土木課長（猿渡千弘君）



先ほど辺地計画の中の上之段塚脇線の質疑の中で、新橋委員のほうから養鶏場の数は幾つかという御質問ですけれども、本路線の周辺ということで丸尾地区に4軒、平下原3軒ございまして、計7件ございますけど、平下原につきましては、この路線を全部使うかというのは、定かではないんですけども、この周辺としては7件ということですよ。

○委員長（松元 深君）

ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午前 11時46分」

「再 開 午後 0時56分」

#### △ 議案第2号 霧島市手数料条例の一部改正について

○委員長（松元 深君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第2号、霧島市手数料条例の一部改正について、消防局分の審査をします。執行部の説明を求めます。

○消防局長（馬場勝芳君）

議案第2号、霧島市手数料条例の一部改正について、消防局関係分を御説明申し上げます。このたび地方公共団体の手数料の標準に関する政令が改正され、危険物の貯蔵所の設置許可申請に対する審査等に係る手数料の額の標準が改定されたことに伴い、霧島市手数料条例別表第1において規定する審査手数料の金額を改正するものです。なお、参考までに一部改正条例新旧対照表の6ページを御覧ください。最下部の準特定屋外タンク貯蔵所から7ページ以降の特定屋外タンク貯蔵所の規模に応じた審査手数料が改正されております。ただし、本市においては、空港関連施設の1事業所が準特定屋外タンク貯蔵所（液体の危険物の最大数量が500kl以上1,000kl未満のものをいう。）を保有しているだけであり、これより大きい屋外タンク貯蔵所はありませんので、本条例の改正に伴う影響はほとんどないものと考えます。以上説明いたしましたので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○委員長（松元 深君）

これより執行部に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（新橋 実君）

○副委員長（宮内 博君）

これを超えるタンクというのは県内にはありますか。

○消防局予防課長（細山田孝美君）

1,000kl以上となりますとイメージ的に考えていただきますと、日石喜入基地、志布志の備蓄基地等があります。ちなみに日石喜入基地となりますと16万にklが24基、これにつきましては高さが22.6m、直径100mの大きなタンクが24基、あと10万klが30基、5万klが3基ということですので、そういうものは本市ではないということ。また今後の計画も今のところありませんので、この手数料条例に関しましては本市に関係がないということになっております。

○委員（前島広紀君）

この規模のタンクが、空港関連施設の1か所ということですが、空港のどの辺りにありますか。

○消防局予防課長（細山田孝美君）

鹿児島空港の北側といいましょうか、国際線の発着所のその先のほうに、紅白で括ったような、色が付いているタンクが四つくらいあると思います。それをうちで言う準特定屋外タンク中層となっています。そのタンクにつきましては、主に航空機燃料を取り扱っていますので、一般のものを利用するものではありません。

○委員長（松元 深君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで質疑を終わります。ここでしばらく休憩いたします。

「休 憩 午後 1時00分」

「再 開 午後 1時03分」

○委員長（松元 深君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第2号、霧島市手数料条例の一部改正について、保健福祉部分の審査をします。執行部の説明を求めます。

○保健福祉部長（越口哲也君）

議案第2号、霧島市手数料条例の一部改正について、御説明申し上げます。介護保険法（平成9年法律第123号）の一部を改正する法律（平成30年4月1日施行）により、居宅介護支援事業者の事業所指定権限が鹿児島県から本市に移譲されることに伴い、事業者の新規指定申請、指定更新申請の審査に係る手数料を徴収するため、本条例の所要の改正をするものでございます。詳細につきましては、長寿・障害福祉課長が御説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○長寿・障害福祉課長（池田宏幸君）

それでは、引き続き御説明申し上げます。居宅介護支援事業者の指定権限が、本市に移譲されますことから、事業者から必要書類が市に提出された場合、審査を行い、指定、更新の事務を行う必要があります。今回の改正により、審査に係る手数料を徴収しようとするものです。今回、改正するのは、霧島市手数料条例別表第1の第59項でございます。これまで指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、介護予防・日常生活支援総合事業事業者の新規指定申請、指定更新申請する場合の手数料を規定しておりましたが、今回、指定居宅介護支援事業者の新規指定申請、指定更新申請の手数料の規定を追加するものです。次に施行期日につきまして説明いたします。徴収すべき時期については、介護保険法（平成9年法律第123号）の一部を改正する法律が平成30年4月1日から施行されますことから、同日からとするものとしております。また、別途提案いたしております、平成30年度霧島市介護保険特別会計予算（議案第48号）に本件関係分も含めて、歳入、歳出にそれぞれ12万円計上いたしております。以上で議案第2号、霧島市手数料条例の一部改正についての説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（松元 深君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより執行部に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（阿多己清君）

各事業者の申請に基づく手数料なんですけれども、新規は分かるんですが、指定更新申請というのは、何年かおきにあるのかなと思うんですけれども、4年なのか5年なのかそのところを教えてください。

○長寿・障害福祉課主幹（久木田勇君）

最長6年間となっております。

○委員（阿多己清君）

全ての事業者、種類がここに4号までありますけれども、全て6年ということで理解していいですか。

○長寿・障害福祉課主幹（久木田勇君）

そのとおりでございます。

○委員（山田龍治君）

県から権限が委譲されたということなんですけど、この居宅の県のときも申請の金額というのは同じだったんでしょうか。

○長寿・障害福祉課主幹（久木田勇君）

県のと きも新規、更新の料金と同額となっています。

○委員（山田龍治君）

それではこの指定居宅の事業者というのは、霧島市に幾つあるでしょうか。

○長寿・障害福祉課長（池田宏幸君）

現在45事業所でございます。

○副委員長（宮内 博君）

今6年ごとに定期的な確認を行うということでありますけれども、それはその看護基準、あるいは介護や生活相談や機能訓練指導員等の基準ですね。そういうものがきちんと満たされているか、どうかというようなことなども含めて行うものだというふうに思いますけれども、そういう理解でよろしいですか。

○長寿・障害福祉課長（池田宏幸君）

今回、手数料条例の改正として、お願いいたしておりますのは、そのいわゆる書類審査の手数料でございます。これは6年ごとに許認可権として、市が行うものでございます。このほかに当然ながら許認可を行いますと指導権限もいっしょに付いてまいりますので、事業者の指導につきましては、おおむね3年に1回を基準として実地指導を行っているところでございます。あと、実地指導で明らかにおかしいところとかがございます場合とか、あるいは、市民の皆さん方からそういう声がありましたときには、監査という形で事業所監査も同様にこちらのほうで、これは随時というか必要に応じてということになりますけれども、そういうものまで行いまして、場合によりましては取り消しということも市の権限としては今後持つことになってまいります。

○副委員長（宮内 博君）

こういう形でその権限が移譲されてくるということになりますと、いわゆる業務量については当然、増えてくるということになるんですけれども、それらのこのことに対しての人的な問題その辺はいかがでしょうか。

○長寿・障害福祉課長（池田宏幸君）

今回の権限移譲の45事業所を含めまして、今後、市で許認可、それから指導を行う事業所が合計おおむね200程度の事業者というふうに想定をいたしております。こういう中で現在も今回の45件を除く、大体160件ぐらいの事業者については、平成18年度以降、法律に規定されて市町村の権限とされたもの、それからその後、県から法律改正によって権限移譲されたものがございますけれども現在、介護保険グループの担当者が、先ほど申し上げましたように、おおむね3年に1回の実地指導ということで、現在も行っているところでございます。今回の移譲につきましても介護保険グループの担当職員の中で行っていくこととなりますけれども、事務量につきましては現在、企画部、総務部に御相談しているところでございます。

○副委員長（宮内 博君）

これまで160事業所で、今回、45の事業所が増えるということになりますと、更に事務量が増大するということになるんですけど、部長のほうでそれは人的な体制も含めて、総合的に要請をするというようなことも含めた検討をしているということでの理解でよろしいですか。

○保健福祉部長（越口哲也君）

今、委員がおっしゃったような対応を総務部、企画部のほうともしています。ここで申し上げてもいいかどうか分かりませんが、おおむねそういう対応ができるような状況を作っていたいただいているところでございます。

○委員長（松元 深君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで質疑を終わります。ここでしばらく休憩いたします。

「休 憩 午後 1時13分」

「再 開 午後 1時15分」

#### △ 議案第13号 第二次霧島市総合計画基本構想について

##### ○委員長（松元 深君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第13号、第二次霧島市総合計画基本構想についての審査をいたします。執行部の説明を求めます。

##### ○企画部長（満留 寛君）

議案第13号、第二次霧島市総合計画基本構想について、御説明申し上げます。本基本構想は、現行の第一次霧島市総合計画基本構想が、平成29年度を以って計画期間が満了するため、平成30年度から向こう10年間の霧島市政の基本的な運営指針となる第二次霧島市総合計画基本構想について、霧島市総合計画策定条例第5条の規定により、議会の議決を求めるものであります。それでは、引き続き、基本構想の詳細につきましては、企画政策課長が御説明申し上げますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

##### ○企画政策課長（永山正一郎君）

引き続き、議案第13号について御説明申し上げます。はじめに、配布資料の概要について御説明申し上げます。資料は3種類あり、一つ目に、議決事件である第二次霧島市総合計画基本構想（案）であります。二つ目に、参考資料の第二次霧島市総合計画の策定の趣旨等についてであります。本資料には、同総合計画の策定の趣旨や計画の位置付け等を明記しており、基本構想の序論に該当するものであります。最後三つ目に、追加の参考資料の第二次霧島市総合計画施策体系図であります。本資料は、同総合計画を体系的に示したものでありますが、今後、霧島市総合計画審議会からの答申等を踏まえ、基本計画の一部を見直す可能性がありますので、本日時点における案として御認識くださいますようお願いいたします。それでは、最初に、基本構想の序論について御説明申し上げますので、参考資料の第二次霧島市総合計画の策定の趣旨等についてを御覧ください。1ページの2計画の位置づけについて、総合計画は、霧島市総合計画策定条例に基づき、本市が将来に目指すべき都市像とまちづくりの基本方針を明らかにし、その実現に向けた具体的な施策を体系的に示した上で、市民とともに考え、共有し、ともに行動する協働と連携のまちづくりを進めていくための計画と位置付けています。次に、2ページの3計画策定の指針について、本総合計画は、四つの指針に基づき策定を進めてきたところであります。1点目が、霧島市ふるさと創生総合戦略を十分に考慮した計画であり、平成27年10月に策定した、霧島市ふるさと創生総合戦略をリーディングプロジェクトと位置づけ、同戦略を十分に考慮し策定しています。2点目が、市民とともに策定する計画であり、これまで、霧島未来カフェ、霧島未来トークをはじめとした市民参画など、多様な人材との対話や意見交換を通じて策定しています。3点目が、わかりやすく戦略性のある計画であり、誰にとってもわかりやすく活用できる計画になるよう配慮し策定しています。4点目が、実現性・実効性の高い計画であり、行政経営の視点に立ち、目標に向けた進捗管理を定期的を実施することで、予算等と行政評価との連動を高めることとしています。次に、3ページの計画の構成と期間について、同総合計画は、基本構想と基本計画で構成し、計画期間は、基本構想10年間、基本計画が、前期・後期それぞれ5年間としています。次に、4ページから7ページにかけて、5本市を取り巻く社会環境の変化として、五つの課題等を明記しています。引き続きまして、議決事件である基本構想（案）について、御説明申し上げますので、資料第二次霧島市総合計画基本構想（案）を御覧ください。1ページの1基本理念について、第一次霧島市総合計画と同様に、世界にひらく、人と自然・歴史・文化がふれあう都市としていますが、基本理念に込められた思いについては、近年の社会情勢の変化や本市の強み等を踏まえ、抜本的に見直しを行っております。次に、2ページの将来像について、第一次総合計画の将来像は、人と自然が輝き、人が拓く、多機能都市であります。

第二次総合計画においては、人にやさしく、人をはぐくむ、一人ひとりが輝きにぎわう、多機能都市としております。「将来像に込められた思い」の4行目に、「まちづくりは人づくりと言われるように、まちは人によって成り立ち、人が主役である」と記載しておりますとおり、この視点については、第一次総合計画を引き継いでおります。その上で、2段落目以降に記載しておりますとおり、「このまちに暮らす人が、生まれ育った郷土に誇りを持ち、ずっと住み続けたいと思えるように、また、さらに多くの人がこのまちを訪れることを目指し、本市の強みに目を向け、新しい視点を示しながらまちづくりを進めていくこと」としています。また、文中の「にぎわい」以下、「六つのかぎかっこ」については、3ページ以降の「六つの基本方針」の政策フレーズと整合を図っております。次に、3ページから7ページにおいては、将来像を実現するための、六つのまちづくりの基本方針（政策）を定めています。六つの基本方針の内容をイメージしやすいよう、追加参考資料の「第二次霧島市総合計画施策体系図」と併せて御覧くださいますようお願いいたします。「政策1にぎわい、産業の活力があふれ、交流と賑わいが生まれるまちづくり」については、主に、「商工業」、「企業誘致と雇用」、「農林水産業」、「観光」、「地域公共交通ネットワーク」等に関する事項を明記しています。「政策2くらし、みどりあふれる快適で暮らし続けたいまちづくり」については、「生活環境」、「循環型社会」、「生活基盤」、「危機管理・防災」、「市民生活の安全性」等に関する事項を明記しています。「政策3やさしさ、誰もが支えあいながら生き生きと暮らせるまちづくり」については、「健康づくり・医療」、「子育て」、「高齢者支援」、「障がい者支援」、「社会保障制度」等に関する事項を明記しています。「政策4はぐくみ、社会を生き抜く力と生涯を通じて学びあう力を育むまちづくり」については、「学校教育」、「社会教育」、「芸術文化」、「スポーツ」等に関する事項を明記しています。「政策5きょうどう、市民とつくる協働と連携のまちづくり」については、「市民参画」、「人権・男女共同参画」、「活力ある地域づくり」、「ジオパーク活動」、「広域行政」、「シティプロモーション」等に関する事項を明記しています。「政策6しんらい、信頼される行政経営によるまちづくり」については、「行財政運営」等に関する事項を明記しています。最後に、8ページの「4目標人口」については、霧島市ふるさと創生総合戦略に掲げる各種取組を着実に推進することにより、合計特殊出生率の上昇に伴う自然増、移住定住者数や若者の地元就職率の増加に伴う社会増を目指すこととし、計画最終年度の2027年の目標人口を12万7,000人としています。以上が、第二次霧島市総合計画基本構想（案）の主な内容であります。

○委員長（松元 深君）

ただいま説明が終わりました。これより、執行部に対する質疑を行います。質疑はありますか。

○委員（新橋 実君）

今後も行財政が厳しくなる中で、以前から言われているわけですが、ここにも書いてありますけど、PFIやPPPの民間活力の導入を含めた、一層の業務の効率化を図ると以前から言われているわけですが、今までにこれを行った経緯はありますか。

○企画政策課長（永山正一郎君）

これまでに実際に取り組んだ事例はありませんが、今回作成しております、次期行政改革大綱の中にも、これまでも前向きに検討しようというフレーズでやっていたんですけど、今後、しっかりやっていいこうということで、より前向きな形でうたいこんでいます。併せまして、本年度は、教育委員会の学校の空調関係の導入に向けて、具体的に、この方式を含めてどういった方法がいいのかを検討を始めて、そちらのほうがいいとなれば初めてのこの方式が採用されるのではないかと考えているところです。

○委員（新橋 実君）

今まで私も質問したことがあったんですけど、PPPとかPFIは、民間活力を利用するわけですので、やっぱり今言われたように何をやるということを決めないことにはできないわけです。絵に描いた餅では駄目なわけですので、しっかりと今言われたようなことを、今、何をやるんだと、施設整備も必要なものもあると思いますよ。ほかの人もしっかりと勉強していただいて何をやるか先

に決めて、それに対してどういう形ですと。ほかの行政もやっているところもあると思うんですけど、そういうところを視察されたことはあるんですか。

○企画部長（満留 寛君）

企画部では、そういう取組というのは行っておりませんが、それぞれの部におきましては、そういったPFI方式とかそういった研修は、それぞれの部署で実施しているところでございます。

○委員（阿多己清君）

第一次計画の部分を踏襲といいましょうか、引き継いだ部分も、先ほど説明もあつたんですけども、この第二次構想案なんですけど、大きく変わった点といいましょうか、特筆する部分といいましょうか、そういうところがあったら御紹介ください。

○企画政策課長（永山正一郎君）

基本理念に込められた思いのところでも、述べているところなんですけれども、第一次計画を策定した時点からしますと、経済のグローバル化の進展とかICTの進展、世界が非常に狭くなったということで、そういった取組に対してこれまでの第一次計画では、鹿児島空港を拠点として観光インバウンドとかアウトバウンドをやっていきましようというような形で記載しておりましたけれども、今後は経済のグローバル化や情報通信網の発達に伴って、様々な展開をやっていくというようなことをうたい込んで計画に盛り込んでいるところです。また、個別具体的に申し上げますと、中山間地域の活性化、2025年問題等も出てきますので、そういった取組、あと広域連携の重要性ですね。そういった取組等も盛り込んでいるところです。また、併せまして少子高齢化、婚活につきましても基本事業に格上げして取り組んでいこうと、あと空き家対策などが大きく変わっているところで、あとは、ふるさと創生総合戦略をリーリングプランと位置づけて、人口減少社会、東京一極集中の是正に対する取組等を盛り込んでいるところです。

○委員（阿多己清君）

前市長のもとで進められてきたんですが、11月に改選があり、新市長が誕生したと、こういう新市長の思いというか、副市長も誕生しているんですが、そこらの部分で取り込んだ部分があったら御紹介ください。

○企画政策課長（永山正一郎君）

基本構想につきましては、10年計画という長いスパンであり、市民参画のもと公共的な計画といえますか、市民総意で作った計画というふうに位置づけております。その基本構想の下にきます基本計画につきましては、個別具体的な事務事業等につながる計画ではないかと考えておまして、その部分では市長の六つの公約がありますけれども、それぞれ最初に治水整備などの暮らしの安心安全環境づくりという公約がありますけれども、これはこちらの体系図の2-5の災害に強い防災基盤の整備と災害復旧対策の推進、ここに落とし込んでいるところです。2番目に高齢者の人材活用と女性若者の起業支援というのは、施策の1-1、地域経済を支える商工業の振興のところで創業しやすい環境整備、こういったところに位置づけております。親子で楽しめる全天候型こども館の設置等というところがあるんですけども、これも3のやさしさのほうに位置づけているところでございますが、ここにつきましては、現在調整を行っているところです。次に農業の積極支援と環境の整備・育成につきましては、1-3の活力ある農林水産業の振興、担い手の育成確保というところに位置づけております。また、未来を創る地熱発電の積極推進につきましては、2-2地球に優しい循環型社会の形成、最後に民間の声を生かした市民ネットワーク機構の設置、これは6-1の市民の視点に立った行政サービスの提供。基本計画の部分で市長の公約については、位置づけて実施してまいりたいと考えているところです。

○副委員長（宮内 博君）

本計画は、1ページの計画策定の趣旨というところの最後のところに、この計画の位置づけということが示されていて、この計画が総合的かつ計画的な市政運営を図るための最上位計画だと、こういう位置づけですね。それで今回、まだ、細かい分野で詳細が明らかになっているということ

ではないんですけど、大枠の方向性ということ定めましょうということだろうというふうに思うんですが、いわゆる経営健全化計画や定員適正化計画、そういうものを作る上で、最も最上位計画という位置づけなんだという認識でよろしいわけですね。

○企画政策課長（永山正一郎君）

そのとおりです。

○副委員長（宮内 博君）

合併から10年間の計画がどうだったのかという点での検証がなされて、細部にわたってのこの計画というのは今後、示されていくだろうと、そういうふうに思うんですけども、例えば、経営健全化計画でありますけれども、最初に出された経営健全化計画が平成18年なんですよ。そこでのこの経営健全化計画の推計値というのを見てみると、現在とは乖離しているというような部分が否めないわけです。特に基金であったり、あるいは地方交付税の推計値であったりですね。そういうものはそうだろうと、ただ、定員計画の計画については、計画どおり実行されているといひましようか、そういう側面を持っていると私は思うんですけど、特に前段で申し上げた推計値をどういうふうに推し量るかという点で、やはり10年間という長いスパンでありますので、当然5年間の中でも見直しをしていくということになるかというふうに思うんですけど、そこら辺りの出発点の段階でやる第一次計画の中で得られた問題点を検証して、第二次計画にどんなふうに生かしていこうというような議論がなされているのかというのを少し御紹介いただけませんか。

○企画政策課長（永山正一郎君）

第一次計画の振り返りですけれども、進行管理につきましては行政評価システムを取り入れておりまして、PDCAサイクルで毎年度事務事業レベル、基本事業レベル、施策レベルでの振り返りを行って、中身につきましては、ホームページ等において、全事業を公表しているところです。そういった中で毎年毎年、振り返りを行っております。また、市民意識調査も毎年度実施しております。それらを踏まえて第二次計画に議論を踏まえまして、生かしているというところでございます。次に経営健全化計画につきましては、その基金残高とか交付税の金額の計画と実績が乖離しているというのは、御指摘のとおりかと思ひます。ただ、経営健全化計画につきましては、この最上位計画である総合計画の下に行政改革大綱があります。その中でまた、経営健全化計画というの位置づけられておりまして、策定されているところであり当然、持続可能な行政の経営をやっていかなければならないというところで、結果的にはそういった形になっているわけですが、その細かい中身につきましては、計画自体は総務部財政課のほうで進行管理を行っておりますので、企画部においては詳細は把握していないところです。

○副委員長（宮内 博君）

この最上位計画の中に、一定のその辺のうたい込みというのはできなかったのかなと思うんですよ。このA3版の体系図というのも頂いたところでもありますけど、一番下のところに持続可能な財政運営の推進ということが、明記しているだけだというふうに認識をするわけですけども、この計画を文書化する中でどのくらいの議論があったのかなというのをお聞きしたくて申し上げたところなんですけど。

○委員長（松元 深君）

ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 1時41分」

「再開 午後 1時42分」

○委員長（松元 深君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○企画部長（満留 寛君）

経営健全化計画についてのそういった数値目標での乖離があるということですが、先ほども委員のほうからも御指摘がありました、持続可能な財政運営の推進という部分では、現在の経

営健全化計画のそういった形での、要は計画を上回る形での進行がされているのかなというふうには考えております。具体的に経営健全化計画の策定について、現在、それぞれの部長、副市長を入れての協議というのは行っておりませんので、これまでの振り返りという面では、企画部のほうでそういったお答えできる数値等は持っていないところでございますが、これまで策定された経営健全化計画については、計画以上に推移しているものというふうには考えているところでございます。

○委員長（松元 深君）

この総合計画を作る段階で、今言われるのは、数値的な乖離があるけど、この総合計画を作る中でそういう議論はされなかったかということだと思っております。

○企画部長（満留 寛君）

総合計画の策定委員会のほうでは、その経営健全化計画についての協議は行っていないところでございますが、その総合計画を策定する分科会におきましては、その分科会の中でそれぞれ協議を致しているところでございます。その部分につきましては、私のほうは参加してなくて、その辺の状況を説明する資料を持っていないところでございます。

○副委員長（宮内 博君）

今の段階では資料がないということなんですけれども、そういう議論が行われたことは記録として残っているということなんですかね。それは報告としてできるということですか。

○企画政策課長（永山正一郎君）

この6の2の持続可能な財政運営の推進ということで関係課長等が集まって、今後の目指す姿等、在り方等について議論を行って基本計画の中では現状と課題を分析し、これらに伴ってどういった事業をやっていくというような方針を議論したところです。ただ、今基本計画の中でこの細かい中身については、うたっております。基本計画は現在策定中ですので、確定後は当然、皆さん方にお示ししたいと思います。

○副委員長（宮内 博君）

先ほども議論があったんですけど、この序論の中で最後のところに厳しさを増す行財政運営というところでPFI方式であるとかPPP方式だとかという民間経営感覚を導入して、取り組んでいくということが、強調されているんですけど、まだ、これまでの実績はないということですが、実際にこれらのこの計画を進める中で定員適正化計画等を作って、民間委託を推進するというようなことが進められてきたんですけど、ここでのこの記述というのは一層、更にそれを推し進めるというように受け取ることができるんですけども、そういう姿勢を示したものということなんですかね。

○企画部長（満留 寛君）

定員適正化計画につきましては、委員のほうからも御指摘のとおり計画に則った形での定員適正化が図られてきておりまして、目標どおりの数値を達成する形になってきております。その中で、今後の定員につきましても今度は定員管理計画と、この定員適正化計画の中では合併当初の人数1,430名が、平成29年4月1日に1,112名というような形で300名以上の職員削減がされてきております。そういった中では、現在の定員適正化計画につきましても委員会のほうで協議をいたしているところでございますが、そういった中では今後は定員管理計画というような形で、また今後の計画を3月いっぱいまでには、定員適正化計画につきましても平成30年度中には、新たな定員管理計画というような形で計画を策定する予定にいたしております。

○副委員長（宮内 博君）

平成30年度中ですか、平成29年度で経営健全化計画などは終了ですよ。そうしますと、それらの先ほどありました、この総合計画を柱にして個別具体的な経営健全化計画だとか、あるいは総合計画、定員適正化計画とか、そういうものというのは、いつ頃私どもが、具体的にそれを目にすることができるというふうになりますか。

○企画政策課長（永山正一郎君）



今、委員が御指摘されました定員適正化計画ですね現在の、あと、経営健全化計画等につきましては、経営健全化計画につきましては国のほうが、現在、合併特例債の期間をあと5年延長するという方向に進んでいまして、今国会で可決される見込みとなっております。6月頃を想定しているのですが、そうなりますと現在霧島市で持っています新市まちづくり計画、これが平成32年度までであったかと思うんですが、5年間延長するという事になれば、当然財政計画も大きく変わってくると合併特例債の枠等についても再度、協議を行わなければならないのかなということで、そういったことを踏まえれば、今年度中に作ったとしても、すぐ状況が変わるということが、目に見えている中で策定しても無意味とは申しませんが、それが6月に明らかになった後に作っても十分大丈夫なのではないかという判断で期限を延ばしているところです。また、定員管理計画につきましては、これも公務員の定年延長が議論されておりまして、これも3年ごとに1歳ずつ上がっていくのが2021年度から始まるというようなことが検討されておりまして。そういったことを、今2年ごととか3年ごととか、いろんな話が出ているものですから、そこもしっかりとある程度方向が決まってからでないと、計画としては策定できないんじゃないかというようなことで、今年度中は、ある程度の方向性を、定員の在り方についての考えを整理して、平成30年度中にはしっかりと定員管理計画を策定していきたいと考えているところです。

○委員外議員（植山利博君）

今のやり取りを聞いていても国は、これまで総合計画というのは法の中で市町村に義務づけていたわけですね。それを数年前にこれを撤廃して、それぞれの自治体の自主性、これを作ることも作らないことも地方分権というある意味では、そういう視点で各自自治体で決めてくださいということになったわけですね。霧島市は今回、総合計画を作るという方向で、しかも議決事件にしようということになって執行部から提案があって、こういう形になっているわけですが、今おっしゃるように国の政策が、一年一年大きく変わってきている。この第一次総合計画が作られるときは、合併して特例債は10年ですよと言っていたのを前提としてできているわけです。経営健全化計画も全部、それを前提として10年たったら特例債はなくなりますよと、交付税も少なくなりますよと、それを前提として基金も積み増さんないかんよということで、やってきたから経営健全化計画とは大きく乖離してきているんです。だから国がこのことを市町村の義務づけから外したということはある意味では、国も10年もの長期計画を作っても国がそれにしっかりと裏打ちが、国があって地方自治体ですから、国が責任を取り切れないような状況の中で、今までこころ変わってきているわけですから、これが果たして宮内委員が言われるような、ほかの個別の計画を全部トータルで支配するというか、最上位計画になるのかどうかということすら、いかなものなのかという気がしてならないんですけれども、その辺のところは策定される段階でその議論はなかったですか。

○企画政策課長（永山正一郎君）

総合計画の基本構想部分につきましては、10年間という非常に長いスパンで、基本理念に基づき将来像を描いて、それに向かってどういった形で、総論的なことになるんですけれども、方向性を市民総意の下で作ら上げましょうというような位置づけになるのかと思います。実際に個別にやっていく中では、基本構想の下に基本計画、これは5年単位です。基本計画の下にまた、それぞれの個別計画がございます。それが例えば、福祉であれば3年のものがあったり、男女共同であれば5年とか、やはりその時代の流れを的確に把握できるような期間で、それぞれ個別計画を策定しておりますので、そういった中でしっかり取り組んでいけたらと、また併せまして行政評価システムを導入しておりまして、毎年度、振り返りを行っておりますので、そういった中で見誤らないように適切に事業を行っていききたいと考えているところです。

○委員（下深迫孝二君）

合併当初、合併特例債は10年ということで、5年延長になったわけですね。そうしたときに金額は、どんどん減ってきているわけです。また、今回15年が5年延びるとしたときに、金額が削られてくるということになるかと思うんですが、やはり金額に関係する総合計画ですか、こうい

うもは変わってくるんだろうけれども、ただ、そうでないものについては、市独自のものであるわけだから、ある程度の策定はできていくんじゃないかという気がするけど、そこら辺はどのように捉えていらっしゃるでしょうか。

○企画政策課長（永山正一郎君）

合併特例債の枠につきましては、限度額の範囲内で設定をしているところで、前回の見直しの際に霧島市は、金額を下げて計画を出しているところです。枠自体は当初と変わっておりませんので、次回、また引上げようと思えば、上げることは可能だと思います。新市まちづくり計画におきましては、議会の議決案件となっておりますので、またそこでしっかりと、そこでも財政計画を出さないといけませんので、その中でしっかりと議論していかないといけないのかなと考えているところです。

○委員（前島広紀君）

少し違った視点から質問させていただきたいと思いますが、基本構想案の8ページ、目標人口のところなんですけれども、発展を持続させるためには人口減少をどうしても食い止めなければいけないと思うわけなんですけれども、平成27年10月に策定しました霧島市ふるさと創生総合戦略、これにおきまして恐らく2060年だったと思うんですけれども、その人口目標を13万人と設定したと思います。その流れの中で今回もこの基本構想の最終年度である2027年の人口目標を12万7,000人と想定しているのかと、まずそこをお伺いしたいと思うんですけれども。

○企画政策課長（永山正一郎君）

人口ビジョンにおきましては、2060年に13万人という目標を立てているところです。この総合計画における2027年の目標人口12万7,000人と言いますのは、直近の国勢調査のデータをもとに直近の本市の合計特殊出生率、移住定住者数、高校卒業時の就職者の地元就職率、大学卒業時の就職者の地元就職率をそれぞれ当てはめて計算すると12万3,298人、そこにお示ししているこの数字になります。この今申し上げた合計特殊出生率から大学卒業時の就職者の地元就職率というのは人口ビジョンにおける目標数値に対する平成27年度の実績を当てはめたものであります。目標人口12万7,000人につきましては、人口ビジョンで合計特殊出生率を1.84、移住定住者数を220人、高校卒業時の地元就職率を35%、大学卒業時の就職者の地元就職率を23%と当てはめると12万7,000人になるものですから、そこは当然、総合戦略との整合性を保つために12万7,000人と設定したところです。

○委員（前島広紀君）

目標は高いほうに設定しておかないと目標以上になることは、まず、そんなにないと思いますので、もちろん目標を高く設定することはいいことだと思いますけれども、例えば今課長おっしゃいました特殊出生率の上昇とかいうところに関しましては、この基本構想の5-3-3、出会いと結婚の支援とか、移住定住の促進、中山間地域の活動支援とかその辺りを活用すれば、ある程度効果が出てくるのかなとも思いますけれども、また逆にちょっと考えないといけないと思うのは4ページのところ、先ほど課長がおっしゃいました、2025年問題というのをどうしても考えないといけない課題ではないかなと思います。特にこの地域においては、現実的な話になってくるというふうに思うんですけれども、2025年問題というのは、今の団塊の世代が全て後期高齢者となると言われている中でこの2025年問題、この辺りの先ほど上向きの話がありましたけれども、この問題に関する先行きと言いましょか、その辺りも議論されているのでしょうか。

○企画政策課長（永山正一郎君）

2025年問題ですけれども、この団塊の世代の方々の対策につきましては、すこやか支え合いプランというのを福祉のほうで現在策定中でありまして、その中で2025年問題というのを取り上げて地域包括ケアとか、そういったので支えていこうという具体的な対策を講じていくこととしております。また、併せてこの団塊の世代の方々が後期高齢者になるということは、団塊ジュニアの方々が介護で離職とか、そういったことで働き手の人手不足も加速されるんじゃないかというような報告もありますので、そういったことも踏まえて様々な観点から取り組みを行っていかねばならないの

ではないかと考えております。

○委員（下深迫孝二君）

総合計画の中で、人口増を目指している中で働き手不足、いろんなことを考慮して外国人の受入というのは全く議論されていないのか、その辺はどうなっているのか。

○企画政策課長（永山正一郎君）

総合計画策定の段階においては、行っておりません。

○委員（阿多己清君）

今のこれは、基本構想なんですけど、これに基づく基本計画前期が出てくるわけなんですけど、その策定期間といひましようか配付時期というのは3月いっぱいなんですか。配付はいつ頃の予定としていますか。

○企画政策課長（永山正一郎君）

策定は、3月中には基本計画までできます。ただ、予算でも計上しておりますとおり、印刷につきましては、新年度予算でということになって冊子になってお渡しできるのは、できるだけ急ぎたいなと思います。紙の印刷のレベルであれば3月末には当然しなければならないものと考えております。

○委員長（松元 深君）

できるだけ早くということですが、一応の目途というのはいないか。

○企画政策課長（永山正一郎君）

6月議会が始まる前までには、お配りしなければいけないものと思います。

○委員長（松元 深君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 2時 7分」

「再開 午後 2時 8分」

## △ 自由討議

○委員長（松元 深君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案6件の自由討議に入りますけれども、本日の会次第順に進めてまいりますので、意見があれば御発言ください。それでは、まず議案第16号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画（上之段地区）について、意見はありませんでしょうか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、次に進みます。議案第17号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画（宮川内・稲荷地区）について、意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、次に進みます。議案第18号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画（山ヶ野地区）について、意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、次に進みます。議案第8号、霧島市温泉を利用した発電事業に関する条例の一部改正について、意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、次に進みます。議案第2号、霧島市手数料条例の一部改正について、意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、次に進みます。議案第13号、第二次霧島市総合計画基本構想について、意見

はありませんか。

○副委員長（宮内 博君）

基本構想の議論をしたところですが、概要のところの序論の中で示されておりますようにこの総合計画というのは、市政運営を図るための最上位計画だという位置づけなんですけれども、10年前に提出されたその総合計画、そしてその下位にある定員適正化計画や経営健全化計画等を見ますと、かなりの計画段階との乖離というのが見受けられるわけです。そのことについてどのような議論がなされたかということで、お尋ねしましたけれども、まだ十分に議論がなされているような回答がいただけなかったと、こういうふうに私は理解をするわけです。政治というのは、生き物だというふうに言われておまして、その時々この様々な情勢の変化によって変わってくるという点では、それは否めないと思います。議論でもあったように合併特例債の件については、合併から10年と言われていたのが更に5年間延長する。そして、7割は担保するというような形で変わってきましたけれども、さらに5年間の延長といったことも国会でも議論をされているということに表れているように、かなり変動する部分があるということは否めないというふうに思いますけど、それをどういうふうに早い段階で察知するかというのは、なかなか難しいんですが、ただ、10年間経ってどうだったのかというところの自らのところのこの計画というのは検証できるというふうに思うんですね。ですから、それをもう少し事務段階でも精査をした上で、現実に近い形の計画を示していただくように、今作業中ということでもありますので、そのところは申し上げておきたいと思います。

○委員長（松元 深君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで議案6件の自由討議を終わります。

ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 2時14分」

「再開 午後 2時15分」

○委員長（松元 深君）

休憩前に引き続き会議を開きます。それでは、これより議案処理に入ります。議案番号順に行います。

#### △ 議案第2号 霧島市手数料条例の一部改正について

○委員長（松元 深君）

まず、議案第2号、霧島市手数料条例の一部改正について、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決いたします。議案第2号について、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第2号は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

#### △ 議案第8号 霧島市温泉を利用した発電事業に関する条例の一部改正について

○委員長（松元 深君）

次に、議案第8号、霧島市温泉を利用した発電事業に関する条例の一部改正について、討論に入

ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第8号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第8号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

#### △ 議案第13号 第二次霧島市総合計画基本構想について

○委員長（松元 深君）

次に、議案第13号、第二次霧島市総合計画基本構想について、討論に入ります。討論はありませんか。

○副委員長（宮内 博君）

私は、今回議決案件として提出をされております、第二次霧島市総合計画基本構想について、反対の立場で討論を行いたいと思います。先ほどの自由討議でも申し上げましたように、本総合計画は、市政運営を図るための最上位計画だと、各分野の個別計画あるいは施策に対しまして、本計画は則して策定をされるということが明記をされているところであります。その下位に位置づけられております、例えば経営健全化計画では地方交付税、あるいは基金等を推計値と実際には、大きな乖離がこれまで報告をされているところですが、これらを十分に検討した検証が求められる計画ということで言えると思いますけれども、また、十分な議論が必要だと思えますけれども、それが十分反映される計画なのかどうかという点では、現在の段階では疑問を持たざるを得ないという指摘をしておきたいというふうに思います。二つ目には、この基本構想の序論の中で厳しさを増す行財政運営という記述がなされているところでもありますけれども、ここにPFI、PPPという民間活力の積極的な導入が明記をされているところですが、PFIは公共施設等の建設、維持管理運営を民間の資金や経営能力を活用するものであり、PPPは水道など地方自治体が公営で行ってきた事業に計画段階から民間事業者が参入をして、設備は自治体が保有したまま運営を民間に委ねるものであります。これは今後の行政サービスの大きな後退を招く計画が、この中に折り込みられかねない重要な問題が絡むものだという指摘をしております。この間、定員適正化計画などによって、大幅に人員の削減がなされ行政サービスの低下と職員の長時間労働が指摘されてきたところではありますが、更にこれらを加速させかねないそういう問題も含んでいるということを指摘をして本案に対する討論としておきたいと思えます。

○委員長（松元 深君）

次に原案に賛成者の発言を許可しますが、ないでしょうか。

○委員（阿多己清君）

私は、本案に対して、賛成の立場を明確にして討論を行います。本構想につきましては、将来における本市のあるべき姿を市民とともに策定をされていると私は認識しております。先ほど、執行部のほうから霧島未来カフェ、霧島未来トークなどを始めとした市民参画のもとでいろいろ議論が行われ作られてきているものであります。これは、あくまでも構想といえましょうか総論的なまちづくり計画でありますのでこれを基にして具体的な基本計画、これの基になる大まかな構想でありますので私は可決して、しっかりと進むべきものだと思っております。簡単ですけれども賛成の討論といたします。

○委員長（松元 深君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、討論を終わります。採決します。議案第13号について、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立者7名、起立多数と認めます。したがって、議案第13号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

#### △ 議案第16号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画（上之段地区）について

○委員長（松元 深君）

次に、議案第16号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画（上之段地区）について、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論なしと認めます。採決します。議案第16号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議はありませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

御異議なしと認めます。したがって、議案第16号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

#### △ 議案第17号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画（宮川内・稲荷地区）について

○委員長（松元 深君）

次に、議案第17号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画（宮川内・稲荷地区）について、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論なしと認めます。採決します。議案第17号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議はありませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

御異議なしと認めます。したがって、議案第17号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

#### △ 議案第18号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画（山ヶ野地区）について

○委員長（松元 深君）

次に、議案第18号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画（山ヶ野地区）について、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論なしと認めます。採決します。議案第18号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議はありませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

御異議なしと認めます。したがって、議案第18号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

#### △ 委員長報告に付け加える点についての確認

○委員長（松元 深君）

だいま議案処理が終わりましたが、委員長報告に何か付け加える点はありませんか。

○委員（新橋 実君）

議案第16, 17, 18号について、全てに係るわけですけど、この辺地に係る公共施設の総合整備計画について、土地の買収がなかなか進まない状況があるというような話もありましたので早めに地権者に連絡を取っていただいて、工事が早期に完成するようにしておいていただきたいということを委員長報告に付け加えていただきたいと思います。

○委員長（松元 深君）

ほかにありませんか。

〔「なし」という声あり〕

それでは、ただいまの御意見を盛り込んだ報告とし、報告については委員長に御一任いただけますでしょうか。

〔「はい」という声あり〕

それでは、そのようにさせていただきます。これで付託された案件の審査を終了します。

#### △ 閉会中の所管事務調査について

○委員長（松元 深君）

次に、閉会中の所管事務調査について協議いたします。具体的な調査項目等について御意見がありますでしょうか。ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午後 2時30分」

「再 開 午後 2時34分」

○委員長（松元 深君）

休憩前に引き続き会議を開きます。調査項目につきましては、まず、地熱発電に関すること及びその他総務環境常任委員会所管事務に関する調査をするということで、報告してよろしいですか。

〔「はい」という声あり〕

それでは、そのようにさせていただきます。

#### △ その他

○委員長（松元 深君）

次に、委員会全般に係るその他として、委員の皆様から何かございませんか。

〔「なし」という声あり〕

○委員長（松元 深君）

ないようですので、行政視察について協議します。ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午後 2時35分」

「再 開 午後 2時39分」

○委員長（松元 深君）

休憩前に引き続き会議を開きます。日程については、5月15日から5月17日の3日間とします。視察項目については、一つ目は、災害備蓄食料の有効活用とし関東方面に3か所ありましたので、進めていきます。そのほかでは、地熱関係、AI、ICTを活用した行政改革、行政経営に積極的に取り組んでいる自治体、防災関係で避難タワー、民間と行政の連携、環境に配慮した畜産業についてとして、詳細については正副委員長に御一任いただけますか。

〔「はい」という声あり〕

それでは、そのようにさせていただきます。以上で総務環境常任委員会を閉会いたします。

「閉 会 午後 2時42分」

以上，本委員会の概要と相違ないことを認め，ここに署名する。

委員長 松 元 深